

れっく LEC 司法書士試験

2027

S式合格講座

民法 I 〈総則〉

れっく LEC 東京リーガルマインド

目次

第1編 民法総則

第1章 民法の基礎知識	1
第1節 売買契約	1
第2節 債権者平等の原則と担保物権	11
第3節 債権と物権	20
第4節 民法の学習開始にあたって	24
第5節 民法の指導原理	26
第2章 私権の主体	28
第1節 民法上の各能力の意義	28
第1款 権利能力	28
第2款 意思能力	33
第3款 行為能力	34
第4款 住所・不在者・失踪宣告	53
第2節 法人	62
第1款 法人総説	62
第2款 権利能力なき社团	62
第3章 私権の客体（物）	66
第4章 法律行為総説	71
第1節 序論	71
第2節 法律行為の分類	72
第5章 意思表示	73
第1節 総説	73
第2節 意思の不存在と瑕疵ある意思表示	75
第1款 心裡留保（93条）	75
第2款 虚偽表示（94条）	78

第3款 錯誤 (95条)	85
第4款 詐欺 (96条)	90
第5款 強迫 (96条)	96
第3節 意思表示の到達と受領	98
第6章 無効と取消し	100
第1節 総説	100
第2節 無効	101
第3節 取消し	103
第7章 代理	111
第1節 代理制度の意義	111
第2節 代理の種類及び代理と類似する制度	112
第3節 代理人の法律行為の効果が本人に帰属するための要件	118
第1款 本人と代理人の関係 (代理権)	118
第2款 代理人と相手方の関係	123
第3款 無権代理	129
第4款 表見代理	143
第8章 条件・期限	147
第1節 条件	147
第2節 期限	154
第9章 時効	158
第1節 総説	158
第2節 取得時効	170
第3節 消滅時効	177

第1編

民法総則

第1章 民法の基礎知識

第2章 私権の主体

第3章 私権の客体（物）

第4章 法律行為総説

第5章 意思表示

第6章 無効と取消し

第7章 代理

第8章 条件・期限

第9章 時効

第1章 民法の基礎知識

第1節 売買契約

学習のポイント

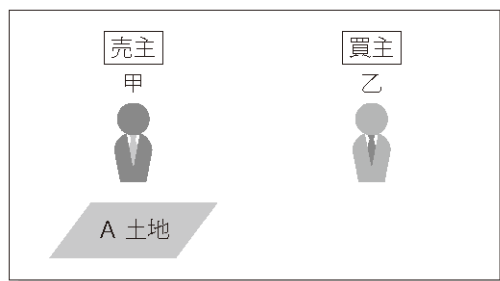
この節では、①どうすれば、売買契約が成立するのか、②売買契約によってどんな権利が発生するのかを学んでいきます。

法律の新しい言葉が沢山登場します。ただ言葉の定義を覚えるのではなく、何となくこんな感じ、と人に説明できるレベルにしていきたいと思います。

一 売買契約の成立

売買契約というと、何か高額な商品を売り買いする場合と思うかもしれませんが、私たちが**コンビニで物を買うこと、これも立派な売買契約**です。

まず、売買契約が、どのように成立するのかを見ていきましょう。

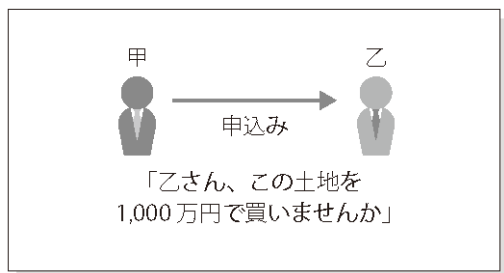


乙は「A土地を買いたい」と思っていて、そして、甲は「資金力もある乙なら売ってもいい」と思っていました。ある意味、相思相愛の状態です。では、どうすれば契約になるのでしょうか。

恋愛で考えてみてください。お互いがお互いを好きな状態でした。どうすれば2人はお付き合いを始めるでしょうか。

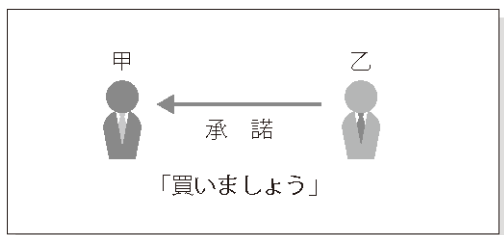
告白が必要です。

「片方が告白して、片方がそれに対してOKを出す」。これでお付き合いが始まります。売買契約も、同じようなものなのです。



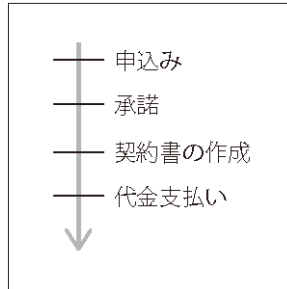
まず、どちらかから話を持ちかけます。この図では、甲が乙に「買いませんか」と話を持ちかけています（もちろん逆側から「売ってくれませんか」と持ちかけることもできます）。

このように、話を持ちかけることを**申込みの意思表示**といいます。



申込みの意思表示に対して、「いいですよ」とOKを出したようです。このOKサインを**承諾の意思表示**といいます。

売買契約は、この時点で成立します。



この図は、一般的な売買契約の流れを示しています。この流れの中で、**売買契約が成立したと評価されるのは、承諾の意思表示の時**です。

申込と承諾、この2つだけで売買契約は成立したと扱われる、**口約束の段階で契約は成立している**のです。

契約書の作成をして契約が成立するわけではありません（コンビニで何か買った時に、契約書なんて作りませんね）。

諾成契約という言葉があります。

「諾」というのは承諾の「諾」、「成」というのは成立の「成」のことを指します。**承諾で成立する契約**、これが諾成契約というものです。

民法では数多くの契約を学ぶことになりますが、その**契約の9割以上が諾成契約**です。売買契約の条文を確認してみましょう。

555条（売買）

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

「約する」とは、意思を出すという意味です。この条文には、「約することによって効力を生ずる」と書いてあり、意思を出した時に

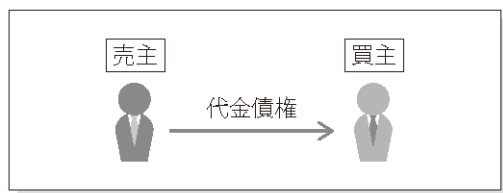
効力が生ずると規定しています（契約書が作成されると効力が生ずる、という記載ではありませんし、お金を払うことによって効力が生ずる、という記載にもなっていません）。

二 売買契約成立の効力

売買契約が成立すると次の効果が生ずることになります。

- ① 代金債権（債務）・引渡債権（債務）の発生
- ② 所有権の移転

1 代金債権（債務）・引渡債権（債務）の発生



売った方から買った方に対して、矢印が伸びています。これが債権という権利です。

売主は買主に「お金を払ってください」と言いたいはずですが。民法はこれを権利として認めています。これを「**売主は買主に代金債権という権利を持つ**」と表現しています。

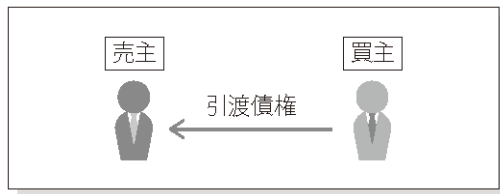
矢印を持っている方から、矢印が刺さっている方に対して「〇〇しろ」と請求できる権利が債権です。

一方、この矢印は、買主から見ると代金債務と呼ばれます。債務というのは義務です。ここでは代金を支払う義務のことをあらわします。

ここまでの話は、易しいことを難しく言っているだけなのです。

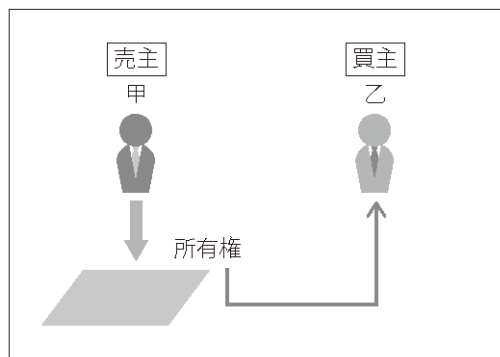
「売った方は買った方にお金を払え」と言えますし、「買った方は売った方にお金を払う義務がある」という当たり前のことを、代金債権、代金債務という言葉を使って表現しているだけなのです。

1つの矢印をどちらから見るかによって、呼び方を変えています。
矢印を持っている方から見ると債権、矢印が刺さっている方から見ると債務と呼ばれます。



買主から売主に対しては、「買った土地を渡せ」という引渡債権を持ちます。これは、矢印が刺さっている売主からすれば、売った土地の引渡債務となります。

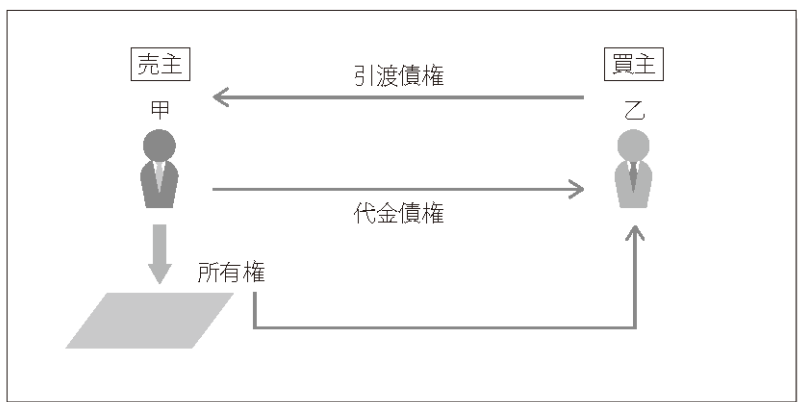
2 所有権移転



上記図の中に、所有権という用語があります、この所有権は、「自分のものだと主張できる」権利です。

この権利は、もともと売主が持っていましたが、それが売買契約によって買主に移ります。

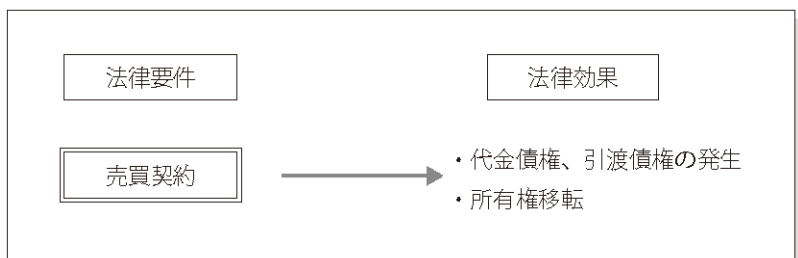
このように移ることを、法律用語では「**所有権移転**」と表現しています。



今まで説明してきた効果を上の図でまとめました。

売主が買主に「お金を払え」という矢印を持ち、買主は売主に「物を渡せ」という矢印を持ちます。そして所有権という権利が、買主に移ります。これが売買契約の効果です。

三 法律要件と法律効果

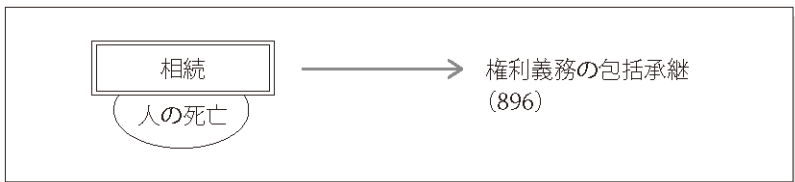


前頁の図を大まかに表現すると、「**何があったら**」（ここを**法律要件**といいます）、「**何が起きる**」（ここを**法律効果**といいます）という関係を表しています。

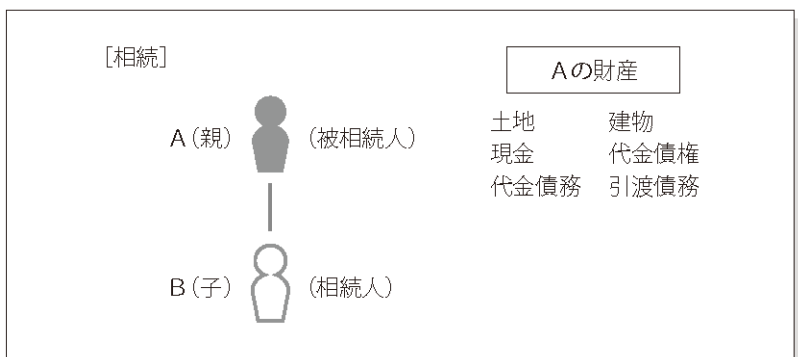
つまり、売買契約という法律要件が完成すると、代金の矢印（代金債権）、引渡の矢印（引渡債権）が発生し、所有権の移転が生ずる関係を示しています。

民法の学習のほとんどが、“**何があったら、何が起きる**”を追いかける作業になります。この組合せはかなりの数がありますが、2つの組合せをご紹介します。

1 相続

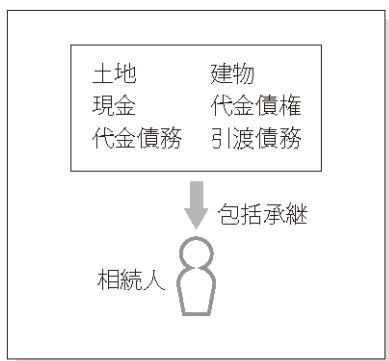


相続があると、権利義務の包括承継が起きるという組合せになっています。



前頁の図には親と子どもがいて、横には親の財産がいろいろあります。ここで、親が死亡しました。

死亡することによって、相続が発生します。相続が発生すると、まず、肩書が付きます。死亡した方は被相続人、生き残った方（正確な定義は後掲）には相続人という肩書が付きます。

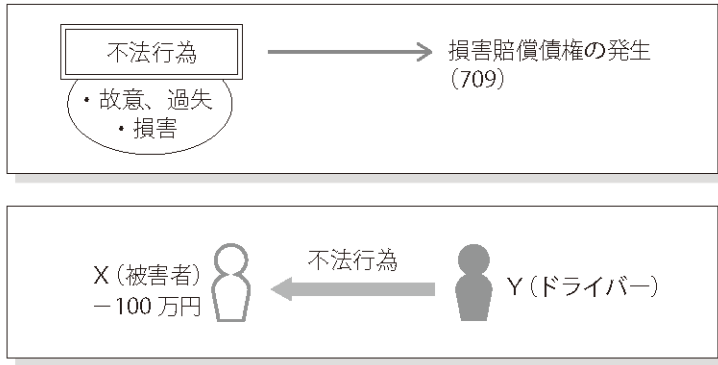


上の図の中に、包括承継という用語が載っています。包括という字は、「包」むという字と一括の「括」から作られています。**財産を包んで、一括してドンと降りる**、というイメージを持ちましょう。

そして、ドンと降りてくるものは、全財産です。例えば、被相続人が負っていた、代金債務や引渡債務などの義務も降りてきます。相続人が「義務は嫌だから、権利だけを降ろして欲しい。」と希望しても、そのようなことは許されません。相続は、権利義務を問わず、全部まとめてドンと降りてきます。

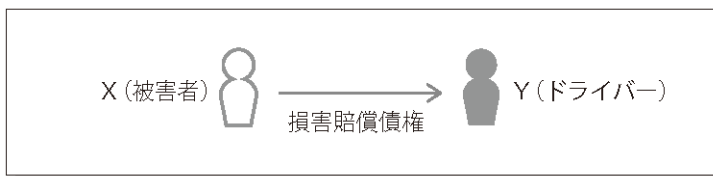
被相続人が死亡する（**法律要件**）と相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（**法律効果**）ことになります。

2 不法行為



交通事故をイメージしてください。上の図のYが、Xを交通事故ではねてしまい、Xに損害が生じました。例えば、治療費が必要になった、怪我で働けず給料がもらえなくなったといった損害が合計100万円生まれたとしましょう。

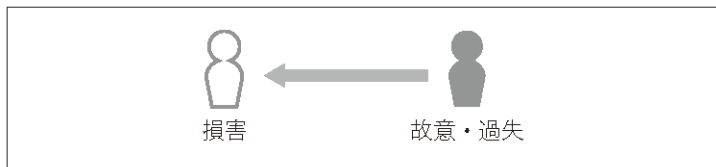
これは、**Yのせいで生じた損害**です。そこでXは、Yに対して請求できる権利を持ちます。



債権とは「〇〇しろ」というイメージだと言いました。今回の損害賠償債権というのは、X (被害者) が、Y (加害者) に対して「100万円分、損害賠償をしろ。」と請求できる権利を意味します。では、この不法行為がどうすれば成立するか、条文を見ましょう。

709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



（1）不法行為の要件①「故意又は過失」

1つ目のポイントは、「故意又は過失」という用語です。

故意というのは、「わざと」、

過失というのは、「うっかり（不注意）」というニュアンスです。

交通事故で考えてみてください。怪我を負わせようとわざとひく、これが故意です。一方、わき見運転でひいてしまう、これが過失です。

（2）不法行為の要件②「利益を侵害」

2つ目のポイントは、「利益を侵害」という用語です。これは損害が生ずることを指します。そのため、無茶苦茶なことをされても損害が無ければ、損害賠償を請求することはできません。

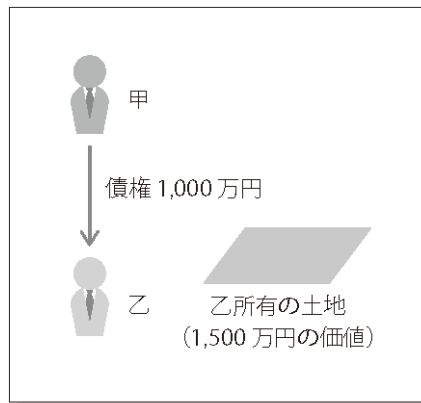
厳密には要件はもっとありますが、まずは「損害」、「故意又は過失」の2つを押さえましょう。また、民法 709 条は、交通事故の場合に限られたものではなく、**損害賠償したい時に、オールマイティに使える条文**です。

第2節 債権者平等の原則と担保物権

学習のポイント

ここでは、お金を貸し借りする話に移ります。貸したお金を回収できなければ、人は、他人にお金を貸したりはしません。では、どうすれば回収できる状態にして、安心してお金を貸せるのでしょうか。

一 債権者平等の原則



甲が乙に「1,000 万円貸す」という借金契約をしました（この借金契約のことを、法律では、**金銭消費貸借契約**と呼びます）。

この場合、甲から乙に対し**貸金債権が発生**します。これは、「貸したお金を返せ」と請求できる権利です。

この場合、約束の日までに、乙はお金を払う義務が生じます。もし払われなければ、甲は乙が持っている土地を強制競売にかけて、競売で生まれた代金から回収する流れになります。

お金を貸した場合、最悪の事態は強制執行です。その最悪の事態

も考えてお金を貸すのです。

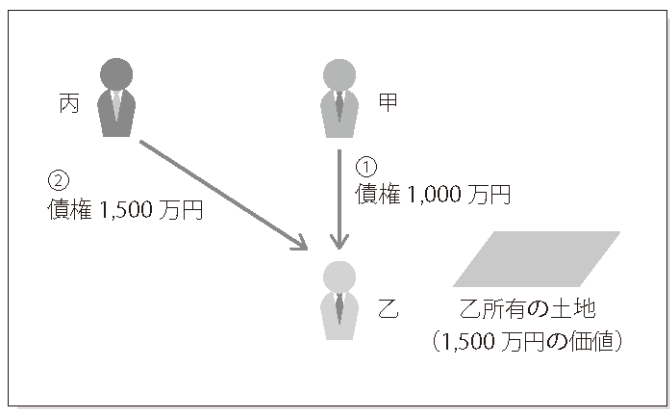
だから、貸す側の甲は（大体は銀行ですが）、乙が金を借りたいと言ってきたら「どんな財産がありますか」と聞きます。

乙が「僕 700 万円の土地を持っています。1,000 万円貸してください」と言ってきたら、1,000 万円はまず貸しません。せいぜい 700 万円ぐらいしか貸さないでしょう。

このようにお金を貸す人は、「**最悪の事態は強制執行→財産を売り払う可能性がある→どんなものを持っているのか？**」と、調査してから、その財産の価値の範囲内でお金を貸すのです。

乙がお金を借りた相手が 1 人なら、これで安心です。

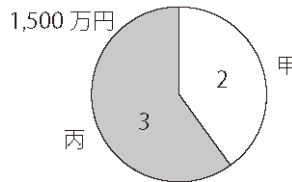
ただお金を借りる人は、いろんなところから借りるものです。多重債務者という言葉があるぐらい、お金に困るといろんな人から借ります。そうなると、今の話が崩れていきます。



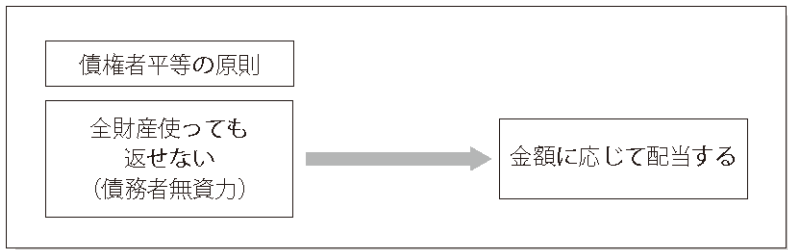
乙は「自分には 1,500 万円の土地がある」と甲に話を持ちかけ、1,000 万円を借りた後、丙に対しても「1,500 万円の土地がある」と話を持ちかけて 1,500 万円借りています。

そして、乙はこのお金を借りた後にすべて使い込んでしまって、一銭も現金が残っていません。この後、乙が払えなくなり、甲（又は丙）がこの土地を強制競売にかけました。

ここで問題が出てきます。土地が売られて出てくる現金が 1,500 万円、2 人が貸し付けた金額は 2,500 万円、つまり、**足りていないのです**。このように足りない場合はどうやって配当するのかというと、「**金額に応じて**」配当することになっています。具体的にいうと、この甲の貸した金額と丙の貸した金額は 1,000 万円と 1,500 万円です。比率に直すと 2 : 3 になります。



この円グラフの大きさが 1,500 万円とってください。これを甲が 2、丙が 3 で分け合うことになります。この場合、全体の大きさが 5、甲が持っているのが 2、だから 1,500 万円に 5 分の 2 を掛けて計算します（一方、丙は 5 分の 3 を掛けることになります）。その結果、甲が 600 万円、丙が 900 万円の配当を受けることになります。



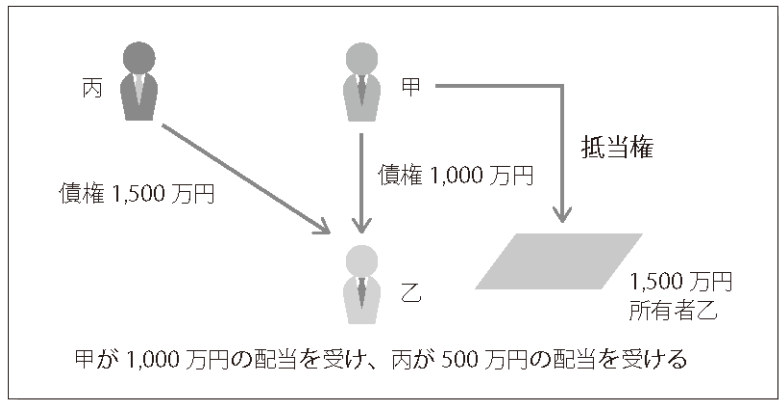
ここで注意してほしいのが、貸した順番通りに配当するわけではないということです。順番に関係なく、債権者であれば平等に配当を受けられるようにしているのです。その結果、甲も丙も取りっぱぐれることとなります。財産があるから安心してお金を貸したのに、それぞれ取りっぱぐれているのです。

財産を確認してお金を貸しても、あとからお金を貸す人が増えてきたら、取りっぱぐれてしまう、ここで終わりにしてしまったら、誰もお金を貸さなくなります。

二 担保物権

1 総説

銀行などが融資せず、誰もお金を貸さない状況では、社会経済的にまずい、ということで、取りっぱぐれない手段を作ることになりました。



甲は乙にお金を貸しています。ただ、先ほどと違って甲はもう 1 つ権利を持っています。抵当権という矢印があるのに気付くでしょうか。単にお金を貸しただけでなく、抵当権を持つと、配当が大きく変わります。

「**抵当権を持っている人が先に回収して、余りを丙がもらう**」という処理になるのです。担保という言葉があります。これは、「**回収を確実にする**」という意味で使われています。今回、抵当権を持つことによって、持っている債権の回収ができるようになっていきます。

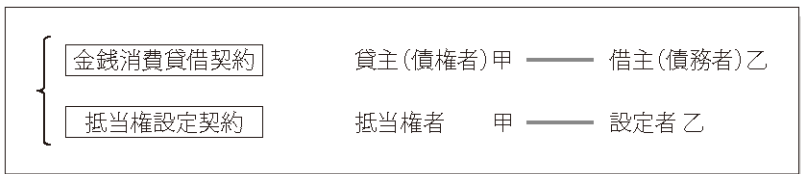
この抵当権のことを担保物権（回収するための物権）、そして甲が持っている債権を被担保債権（回収が予定されている債権）と呼びます。

2 配当の仕方

配当の原則は債権者平等（順番関係なく、債権額に応じて平等にもらえる）。ただし、抵当権を持っている人がいれば、抵当権を持っている人が先に回収すると考えておきましょう。

（1）債務者と抵当権設定者が同一の場合

では、前記の事例について、契約状態を確認していきましょう。



抵当権を持つと配当が変わりますが、抵当権は自動的に生まれるわけではなく、抵当権を発生させるには契約が必要です。上の図では契約を2つしています。1つが金銭消費貸借契約、もう1つは抵当権を発生させる契約です。

その契約ごとに、当事者には肩書が付きますが、気を付けてほしいのが設定者という肩書です。

この設定者という肩書を見ると、抵当権を付けた人とみえるかもしれませんが、むしろ逆で、抵当権の矢印が刺さっている人のことを指します。

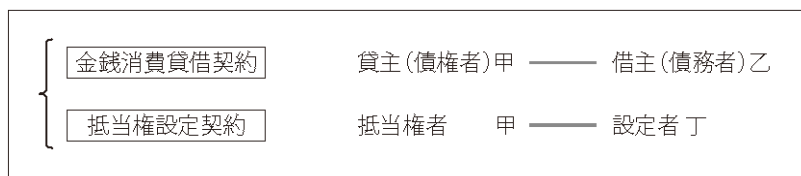
ちなみに、今回の乙は、**債務者兼設定者**と呼ばれます。乙は金銭消費貸借契約では債務者の立場、抵当権設定契約では、設定者の立場ということで、債務者兼設定者と呼ばれるのです。ちなみに、設定者というのは、通常は所有者と思ってください。

一方、甲は、債権者兼抵当権者とは呼びません。**抵当権者であれば必ず債権者になる**から、わざわざそのように呼ばないのです。

債務者と設定者は同じ場合と、同じではない場合があります。そのため、同じ場合にあえて、債務者兼設定者と呼んでいるのです。

(2) 債務者と抵当権設定者が異なる場合

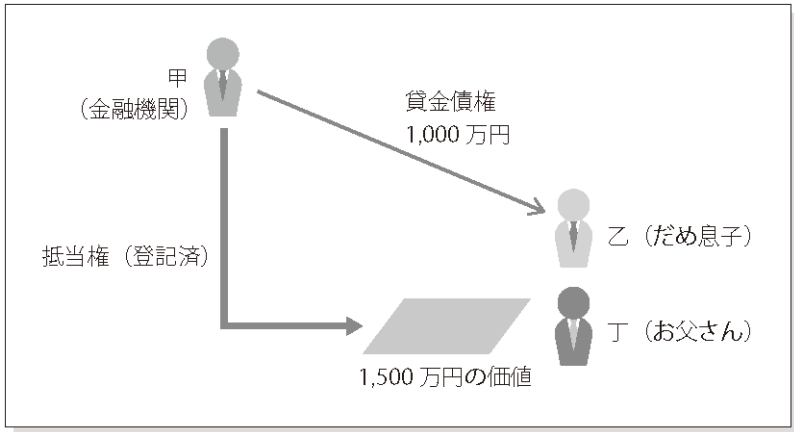
ここからは、債務者と設定者が別人というケースを見ていきましょう。



乙がダメな息子、丁がそのお父さんです。ダメな息子がお金を借りようと思っていますが、ダメな息子だけでは、どこの金融機関もお金を貸してはくれません。ただ、ある金融機関が、「お父さんの土地に抵当権を設定できるのであれば、お金を貸してもいい。」と言ってきたので、ダメ息子は、父に頼んで抵当権を設定してもらうことになりました。ここで、金銭消費貸借契約、抵当権設定契約は誰が行うのでしょうか。

金銭消費貸借契約は、金融機関とダメ息子。抵当権設定契約は金融機関とお父さんで行います。債務者と設定者が同じ人になっていない状態です。

次の図を見てください。



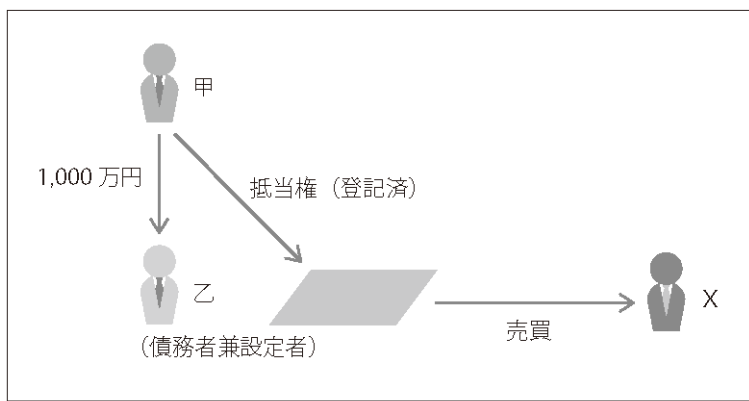
今回の丁のことを、物上保証人といいます。この物上保証人は、「債務」は負うことはありませんが、「責任」を負っています。この「債務」は支払いをする義務、「責任」は、強制執行を受けることと思ってください。

貸金の矢印は、誰に刺さっていますか？だめ息子乙に刺さっています。一方、抵当権の矢印は、お父さん丁の土地に刺さっています。

物上保証人は、貸金債務は負いません。ただ、**抵当権が自分の土地に刺さっているため、責任を負います。**

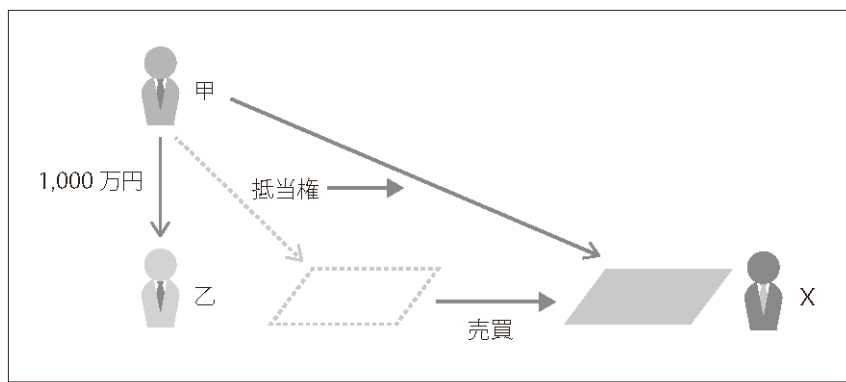
つまり、**息子が払えなければ、お父さんは自分の不動産を競売にかけられることになるのです。**

(3) 債務者兼設定者が抵当不動産を他人に売った場合



乙が土地を持っていて、お金を借りて抵当権を設定します。初めは債務者兼設定者という状態でした。

今回この乙が、土地をXに売っています。抵当権が刺さっている土地をXに売っているのです。その後の権利関係が、次の図です。



Xは、抵当権が刺さった土地を買っています。だから、買った後、抵当権はくっついてきます。このXのことを**第三取得者**といいます。

抵当権の付いた土地を買った人のことを第三取得者と呼び、この人の立場は物上保証人とほぼ同じです。

債務は、乙が負っているので、Xには支払い義務はありません。ですが、**抵当権の矢印はXの土地に刺さっている**ので、Xは責任を負います。債務は負いませんが責任を負っている状態になっています。

つまり、乙が借金を返さなければ、Xは、買った土地を競売にかけられてしまうのです。

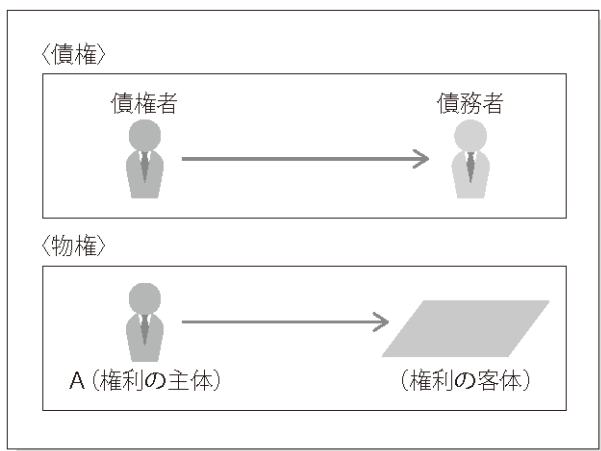
第3節 債権と物権

学習のポイント

ここでは、債権と物権の基本を学びます。債権・物権のイメージをいえるようにすること、そしてそれぞれの代表的な権利「所有権」「地上権」「賃借権」の内容がいえるようにしましょう。

一 債権と物権の違い

民法の権利は債権のグループか、物権のグループか、どちらかに分けられます。下の図を見てください。



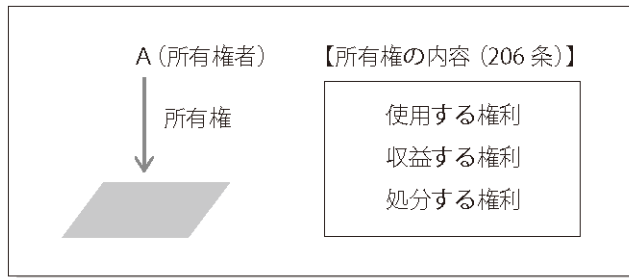
上が債権の図で、下が物権の図です。矢印がどこに向かっているかで、分かれています。矢印が向かっているのが人、つまり人に向かっている権利を「債権」、矢印が向かっているのが物、つまり物に向かっている権利を「物権」と呼びます。

先述の抵当権は、土地に刺さっているから物権のグループに入り、貸金債権は、人に向かっているので、債権のグループに入ります。

権利関係の図を見る時は、矢印が人に向かっているのか、物に向かっているのかを見るようにしてください。

この債権、物権は数多くありますが、ここでは有名な債権と物権をいくつか見ていきましょう。

二 所有権の基礎知識



Aが土地に対し所有権を持っていました。所有権は、土地に刺さっている権利なので物権です。

では、所有権があったら何ができるのでしょうか。206条に規定されています。

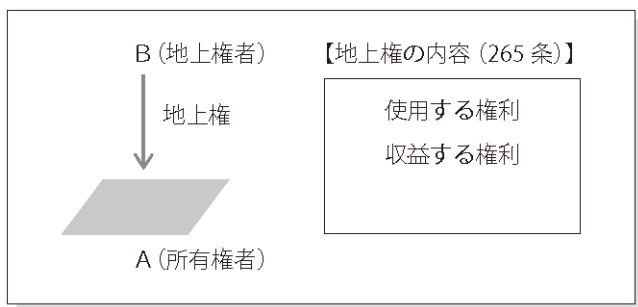
206条 (所有権の内容)

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

具体的には、**使用**、**収益**、**処分**することができます。

使用とは、物を使うことをいいます。**収益**とは、貸して利益を取ることを行います。**処分**とは、売ったり担保を設定したりすることです。このように、**所有権を持っていると「使える、貸せる、売れる、担保を設定する」ことができる**のです。

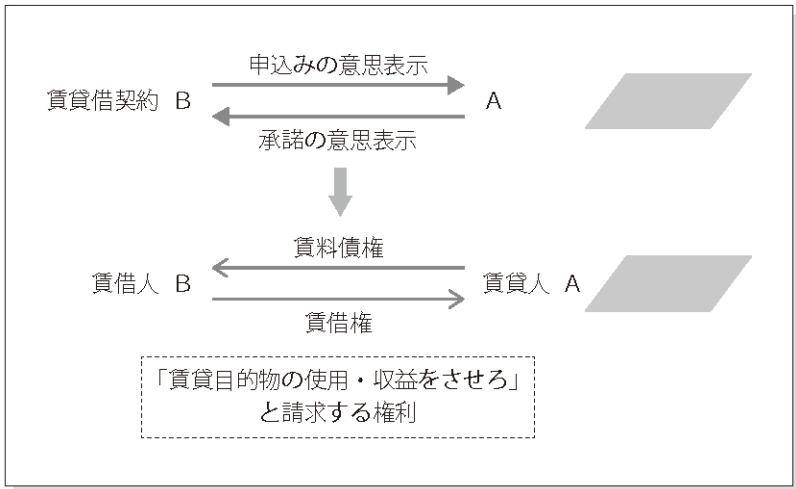
三 地上権の基礎知識



Aが土地を余らせていました。Bがその土地を使いたいため、AとBで、地上権設定契約をしました。それにより、BがAの土地に地上権という物権を持ちます。地上権があると、Bは使用収益ができるようになり、所有者であるAは、使用収益ができなくなります。

地上権設定契約とは、所有権の分割と譲渡をしていると考えられるでしょう。Aが持っている所有権を、使用・収益・処分の、「使用」と「収益」部分を切り取ってBに渡しているのです。その結果、Bが使用収益できるけど、Aは使用収益できないことになるのです。

四 賃貸借契約の基礎知識



Aが土地を余らせていました。Bがその土地を使いたいため、AとBで土地の貸し借りの契約をしました。これを賃貸借契約と呼びます。

それによってお互いに権利が発生します。AからBには賃料債権「毎月いくら払え」と請求する権利が発生し、一方、BからAには賃借権「使用させる、収益させる」と請求できる権利が発生します。これによって、BはAに賃料を支払う、BはAに土地を使うことを請求できます。

第4節 民法の学習開始にあたって

一 民法を学習することの重要性

司法書士試験における民法

→ 司法書士試験の最重要科目である。

- ① 配点 午前科目 20問
- ② 他の科目との関連が強い

民法は、**司法書士試験の最重要科目**です。なぜならば、民法は午前科目 35 問中から 20 問も出題され、すべての択一科目の中で一番配点が多い科目であるからです。もう 1 つの理由が、他の科目との関連性です。この民法が分らないと、不動産登記法、民事訴訟法、民事執行法の理解にも影響を与えます。

民法の学習には時間をいくらかけてもいいぐらいです。一番重要な科目を勉強すると思って、学習に取り組んでください。

二 民法典の作り

[民法の体系]：パンデクテン方式

一般的・抽象的規定を、個別的规定に先立ち「総則」としてまとめることにより、法典を体系的に編纂することに主眼をおいた著述形式

第1編 総則 (1条～174条)

第2編 物権 (175条～398条の22)

第3編 債権 (399条～724条の2)

第4編 親族 (725条～881条)

第5編 相続 (882条～1050条)

民法の条文がどういう順番に作られているのかを説明します。

第2編から第5編、これがメインです。ただその4つに共通する事項があるので、それを先に記載することにしました。それが、総則という部分です。**総則というのは共通項**とってください。「民法で出てくる話のすべての共通項を先に書きますよ、その後1個1個書きますよ」、そういう編集のスタイルになっています。

では、その総則にはどんなことが載っているのでしょうか。

第5節 民法の指導原理

<図表> 民法の指導原理

権利能力平等の原則	すべての自然人は、階級・職業・年齢等によって差別されることなく、平等に権利義務の主体となることができるということ
所有権絶対の原則	所有権は何らの人為的拘束を受けない完全な支配権であり、神聖不可侵であること
私的自治の原則	すべての個人は、自由な意思によらなくては権利を取得し、義務を負わされることはないという原則
過失責任の原則	人は故意又は過失に基づいて他人の権利・利益を侵害し、損失を与えた場合にのみ損害賠償責任を負う（注）

（注） ただし、過失責任の原則はあくまでも「原則」であり、法律のいたるところに無過失責任の規定が存在するので、それぞれ押さえていく必要がある。

一 権利能力平等の原則

権利能力平等の原則とは、すべての自然人は、階級・職業・年齢等によって差別されることなく、平等に権利義務の主体となることができるという原則です。これは、個人について他人の支配に属さない自主独立の地位を保障するものであり、個人を封建的身分制から解放することを意味するものといえます。

二 所有権絶対の原則

所有権絶対の原則とは、近代的所有権は何らの人為的拘束を受けない完全円満な支配権であり、神聖不可侵であることをいいます。

自由・平等という近代法の大原則は、人を身分・土地・権力から解放しましたが、土地も身分・権力から解放しました。すなわち外界の物を全面的に使用・収益・処分しうる所有権を考え出したのです。これによって市民は自らの創意・工夫によって、生産関係と流通過程において飛躍的な発展を図ることができるようになりました。

三 私的自治の原則

私的自治の原則とは、すべての個人は、自由な意思によらなくては権利を取得し、義務を負わされることはないという原則です。

この私的自治の原則は、自由・平等という近代法の建前のうち、自由の理念を私法関係に適するかたちで、端的に表したものであることができます。すなわち、人は自らの欲するところに従って、市民としての生活関係を決定することができるのです。このような私法関係に関して個人はその自由意思に基づいて法律関係を形成することができ、国家はこれに干渉すべきではないのです。

四 過失責任の原則

過失責任の原則とは、人は故意又は過失に基づいて他人の権利・利益を侵害し、損失を与えた場合にのみ損害賠償責任を負うとするものです。この原則は、自らの行為について十分注意すれば責任を負わされることはない、という意味で人々の自由な行動を裏面から保障しています。すなわち、人の活動の自由に対する一つの限界を示すものといえることができます。

第2章 私権の主体

第1節 民法上の各能力の意義

＜図表＞民法上の各能力の意義

権利能力	私法上の 権利・義務の帰属主体 となる地位・資格（市民社会の一員である資格）
意思能力	自己の 行為の結果を弁識 するに足るだけの精神能力
責任能力	不法行為 の面で自己の行為の 責任を弁識 するに足る精神能力
行為能力	自らの行為により 法律行為の効果を確定的に自己に帰属 させる能力（資格）

第1款 権利能力

学習のポイント

ここでは、自然人の権利能力について学習します。

個人はすべて権利能力を有しています。その権利能力の始期については、例外的に胎児に権利能力が認められる3つの場合と、その場合の法律構成を確実に覚えることが重要です。権利能力の終期については、同時死亡の推定をおさえておきましょう。

一 総説

民法は、財産関係を規律するという観点から法律効果を帰属させるにふさわしいと考えたものをすべて、権利・義務の主体としています。この権利・義務の主体となりうる地位・資格のことを権利能力といいます。この権利能力を有するものは、自然人（生きている人間）と自然人以外のもので法が権利能力を与えた法人（会社など人間が作り出した制度）とに区別されています。

二 権利能力の始期

権利能力の始期について民法は、「**私権の享有は出生に始まる**」(3条1項)と規定しています。これは、すべて自然人は出生と同時に権利能力を取得する意味だと解されています。

では、「出生」とは何でしょうか。「出生」の時期いかんは、胎児が生きて生まれたか否かの決定(886条2項参照)を通して相続関係者の利害に影響します。また、年齢・成年に達する時点・出生届の届出期間の始期(戸籍49条)の決定にとって意味があるところから、その具体的時期が問題となりますが、**通説は生きて母体から完全に分離した時**(全部露出説)、その瞬間から権利能力を取得すると解しています。

出生はあくまで事実上の問題ですので、出生届、及びそれに基づく戸籍の記載は、出生の証明に関する有力な証拠ですが、唯一の証拠ではなく、医師、助産師等の証明でこれを動かすことも可能です。

三 胎児

1 胎児の権利能力

胎児はまだ「出生」しておらず、人ではないのですから、本来権利能力を有しないはずですが、しかし、やがて人となることが予想されながら、出生の時が少し遅いという単なる偶然によって、常に権利取得を否定するのは、不公平です。

例えば、出生前に父親が死亡した場合、父親の遺産は他の相続人に帰属することになり、たとえ父親が不法行為によって死亡した場合でも、胎児は、加害者に対して損害賠償請求(709条)ができないこととなります。

そこで、民法はこのような不都合・不公平をできるだけ少なくするために、**不法行為による損害賠償請求(721条)・相続(886条)・遺贈(965条)**について、個別的に、胎児をすでに生まれたものとみなすことにしました。

＜図表＞胎児の権利能力まとめ

原則	胎児は権利能力を有しない。
例外	<p>以下の場合、既に生まれたものとみなされる。</p> <p>① 不法行為に基づく損害賠償請求 (721)</p> <p>② 相続 (886 I)</p> <p>③ 遺贈 (965)</p>

2 「既に生まれたものとみなす」(721条・886条・965条)の意味

①胎児が生きて生まれた場合、胎児中の事件について損害賠償請求の主体となることができ、また、胎児中に死亡した被相続人の財産を相続し、あるいは遺贈を受けることができます。これに対して、②死産の場合には損害賠償請求できず、また、相続することも遺贈を受けることもできません。では、③胎児の間に、母が胎児を代理して損害賠償請求や示談・遺産分割などを行うことができるのでしょうか。胎児の法律上の地位と関連して問題になります。

(1) 解除条件説 (多数説)

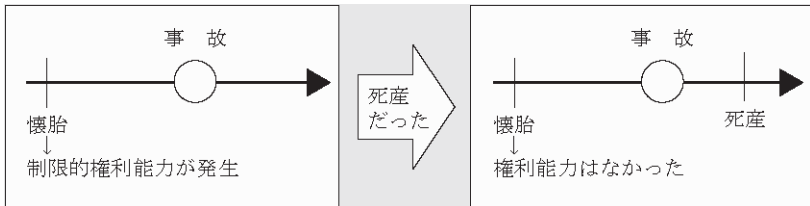
胎児の間でも生まれたものとみなされる範囲内ではいわば制限的な権利能力があり、死産の場合には遡って権利能力がなかったこととなります。

→ 出生までの間も権利能力があるので、胎児にも法定代理人を付けられます。

(理由)

- ① 死産の事例がかつてより格段に少なくなっている今日では、配偶者と胎児とに相続させ、胎児が生きて生まれなかった場合に相続関係を改める方が適当であるから。
- ② 配偶者と胎児が相続人である場合に、胎児中は権利能力がないものとしてまず配偶者と直系尊属に相続させ、胎児が生まれた後に相続を回復させることは法律関係を複雑にするから。
- ③ 胎児に法定代理人をつけることによって、遺産の分配に参加させることが可能になるから。

<図表> 解除条件説



(2) 停止条件説 (判例)

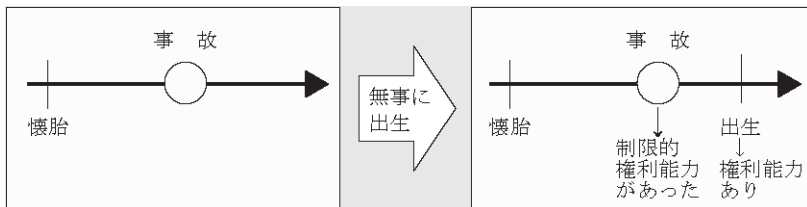
胎児の間は権利能力はないが、無事に生まれると相続の開始や不法行為の時に遡って権利能力を取得します。

→ 出生までは権利能力がないので、胎児に法定代理人は付けられません。

(理由)

胎児の出生まで遺産の分配を停止すると解する方が実際のだし、胎児に法定代理人を置くことが、必ずしも胎児の利益につながるとは限らないから。

＜図表＞停止条件説



(3) 阪急電鉄事件（大判昭7.10.6）

電車事故で死亡した甲に、父と妊娠中の内縁の妻がおり、この両者が電鉄会社との間で、今後本件に関し一切の請求をしないという内容の和解契約を結び、親族縁者の総代として甲の実父が胎児の分も含めて弔慰金の交付を受けましたが、その後、出生した子が損害賠償の請求をした事案で、この和解契約は後日出生した子に対し何ら効力はないと判示して、**停止条件説**に立つことを明らかにしました。

第2款 意思能力

学習のポイント

私的自治の原則から、法律行為が有効であるためには、行為者に自己の行為の結果を弁識（物事の道理を十分に知ること）するに足りるだけの精神能力が必要です。この能力を意思能力といい、意思能力のない者がした法律行為は無効となります。次款で学ぶ行為能力との違いを理解しましょう。

一 総説

権利能力が認められていても、そこから当然に権利を取得したり、義務を負担したりすることになるわけではありません。人が権利能力を有するという事は、ただ単に権利を取得したり、義務を負担することができるという地位・資格を有するにすぎないということを意味するにとどまるからです。

個人の自由意思が尊重され、私的自治の原則が認められる近代法の下では、各個人は自らの行為によって自己を拘束する具体的規範（法律関係）を形成することが認められますが、それは自己の正常な意思活動に基づく行為によることを前提とします（個人意思自治の原則）。すなわち、契約という法律行為が本来の効果を生ずるには、**自己の行為の結果**（それによって自己の権利義務に変動が生じる、例えば売買によって自分の土地所有権が買主たる相手方に移転する）**を弁識するに足りるだけの精神能力**（この能力を意思能力といい、だいたい7歳から10歳の子どもの精神能力を指します）**を有する者**によってなされなければなりません。

3～4歳くらいの子どもや、重度の精神障害者、泥酔者のように、たとえ行為の意識はあっても、意思表示をした時に意思能力を備えていなかった場合は、法律行為は無効となります（3条の2）。

第3款 行為能力

はじめに



未成年者を財産被害から保護したい

→ 売買をするときは、保護者を関与させなさい!

大人



これ 30 万円で売るよ。
この良さは、子供には分からないかもね。

未成年者



30 万円で
買います!

未成年者



〇〇さんから
バイクを5万円で買いたい。

親



5万円だったらいい条件だね。
買っていいですよ。

未成年者

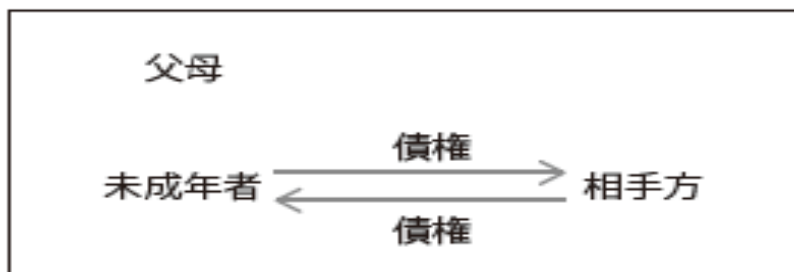
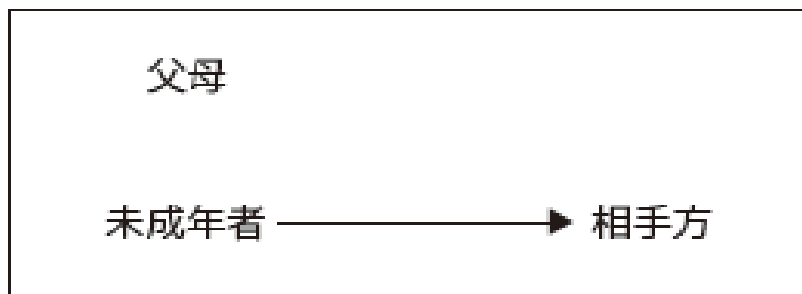


〇〇さんからバイクを
買おうと思っている。

親



あいつは結構口がうまいぞ。
お前が行ったら交渉でいいように
やられる。だったら、
うちらが行くから待ってなさい。



うちの息子がお宅からバイクを買ったと思いますが、キャンセルします。おかったことにしてください。

取消し後の法律関係

父母

未成年者

相手方

遡及的に無効(121)

売買

取消

一 制限行為能力者制度の趣旨

私的自治の原則に実効性を持たせるには、意思無能力者の行為を無効とするだけでは不十分です。というのは、行為の当時、意思無能力だったとしてもそれを証明するのは困難なばかりか、仮に証明に成功したとしても、今度は逆に取引の相手方に不測の損害を与えることになるからです。

そこで、意思能力のない者その他判断能力が不十分な者を定型化して（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人）、それらの者を保護するとともに取引の相手方を警戒させる必要があります。

そのため、法は、それらの者に一定の保護監督者（親権者又は未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人）を付けて、それらの者

の能力不足を全面的に又は一部、補充させることにし、それらの者が単独で行った法律行為は後から取り消すことができるものとしています（5条2項・9条・13条4項・17条4項）。

このような制度を**制限行為能力者制度**といい、逆に、自らの行為によって法律行為の効果を確定的に自己に帰属させることができる能力のことを**行為能力**といいます。

二 年齢に基づく制限行為能力者制度 未成年

1 未成年の意味

民法は、成年期を年齢 18 歳としています（4 条）。そして、年齢計算の方法は、出生の日から起算し、暦に従って計算する（140 条の初日不算入の原則の例外をなす）ことになっています（年齢計算ニ関スル法律）。したがって、未成年者とは出生の日から起算して 18 歳に達しない者ということになります。

2 行為能力の範囲

<図表> 未成年者の行為能力

原則 取消し○	未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を要する（5 I 本文）。 → 同意を得ないでした法律行為は、 取り消すことができる （5 II）。
例外 取消し×	次の行為は、未成年者が単独で有効にすることができる。 ①単に権利を得、又は義務を免れる行為（5 I 但書） ②法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で処分し、又は目的を定めずに処分を許した財産を処分する行為（5 III） ③法定代理人から「一種又は数種」の「営業」を許された未成年者の営業に関する行為（6 I）

（1）原則

未成年者が、契約等の「法律行為」をするには、その「法定代理

人」の「同意」を要し、同意を得ないでなした法律行為は「取り消す」ことができます（5条1項・2項）。

（2）例外

未成年者の利益を害しないか、又は法定代理人の包括的同意があると認められるような次の行為は、未成年者も単独で行うことができます。

- (a) 単に権利を得、又は義務を免れる行為（5条1項但書）

<図表> 未成年者が単に権利を得、又は義務を免れる行為

○＝単独で可 ×＝単独では不可

事 例	可否
①負担のない贈与を受ける	○
負担付贈与を受ける	×
②負担のない遺贈を受ける	○
負担付遺贈を受ける	×
③負担のない遺贈の放棄	×
負担付遺贈の放棄	×
④債務の免除を受ける	○
⑤債権の弁済を受ける	×
⑥使用貸借	×
⑦相続の承認	×
相続の放棄	×

- (b) 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で処分し、又は目的を定めなくて処分を許した財産を処分する行為（5条3項）。
- (c) 法定代理人から「一種又は数種」の「営業」を許された未成年者の営業に関する行為（6条1項）

これは、相手方の取引安全と未成年者の活動の保護との調和

を図った規定です。したがって、この場合は、許可の範囲内で法定代理人の同意権・代理権がともに消滅します。

三 精神上の障害に基づく制限行為能力者制度 成年後見・保佐・補助

1 成年被後見人

(1) 成年被後見人の意義・審判の要件

成年被後見人とは、精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあって、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいいます（7条・8条）。

(a) 審判の実質的要件

精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあること（たとえ一時的には事理弁識能力を回復することがあっても、意思能力のないのが普通の状態であること）（7条）。

(b) 審判の形式的要件

一定の請求権者（本人・配偶者・四親等内の親族・未成年後見人・未成年後見監督人・保佐人・保佐監督人・補助人・補助監督人・検察官）による家庭裁判所への請求があること（7条）。

(2) 後見開始の審判の効果

(a) 成年後見人の行為能力

<図表> 成年後見人の行為能力

原則 取消し○	成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる（9本文）。 → 成年後見人の同意を得て行った行為でも、取り消すことができる。
例外 取消し×	日用品の購入その他日常生活に関する行為は、成年被後見人が 単独で有効にすることができる （9但書）。 Ex. 食料品・衣料品の購入、公共料金の支払等 ∴生活必需品の購入のようなことまで取消しの対象とすると、本人の 自己決定権に対する過剰な介入 となってしまうから また、残存能力の活用を妨げ、社会からの隔離を助長することにもなるため

成年被後見人の行為は、日用品の購入その他日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます（9条）。成年後見人の同意を得て行った行為でも同様です。

2 被保佐人

(1) 被保佐人の意義・審判の要件

被保佐人とは、**精神上的の障害により事理弁識能力が著しく不十分であって、家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者**をいいます（11条・12条）。

(a) 審判の実質的要件

イ 精神上的の障害により事理弁識能力が著しく不十分であること（11条本文）。

ロ 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者でないこと（11条但書）。

(b) 審判の形式的要件

一定の請求権者による家庭裁判所への請求があること（11条）。

(2) 保佐開始の審判の効果

(a) 被保佐人の行為能力

保佐制度の目的は、重要な財産の減少・消費を防止することにあるので、被保佐人が＜図表＞被保佐人の行為能力に掲げるような特に重要な財産行為について保佐人の同意を得ないで単独で行ったときに限り、これを取り消すことができます（13条4項）。その他の財産行為は単独で有効になしえます。なお、形式的に13条1項各号のいずれかに該当するようにみえる行為であっても、それが日用品の購入その他日常生活に関するものであるときは、保佐人の同意を要しません（13条1項但書）。

＜図表＞被保佐人の行為能力

原則 取消し○	被保佐人が民法13条1項・2項の法律行為をするには、保佐人の同意を要する（13 I 本文・II 本文）。 →保佐人の同意（又はこれに代わる家庭裁判所の許可）を得ないでした法律行為は、取り消すことができる（13 IV）。
例外 取消し×	次の行為は、被保佐人が単独で有効にすることができる。 ①民法13条1項・2項以外の法律行為 ②日用品の購入その他日常生活に関する行為（13 I 但書・II 但書・9 但書） →形式的に民法13条1項各号に該当する行為でも、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、保佐人の同意を要しない。

13条1項の行為

+

同意権付与
の審判によ
る行為

のみ同意が必要

<図表> 保佐人の同意を要する行為のまとめ

13条1項記載事項	具体例	補注
元本の領収・利用 (①)	貸金や質貸した不動産の受領、利息付消費貸借や不動産の賃貸	利息・賃料の受領は単独で可
借財、保証 (②)	消費貸借、手形行為 (判例)、時効完成後の債務の承認 (判例) etc.	
不動産その他重要な財産に関する権利の得喪 (③)	抵当権設定 (判例)、土地賃貸借の合意解除 (判例)、株式の質入れ (判例)、有価証券・無体財産権等の取引 etc.	不動産以外の財産については、「重要な」という限定が付いていることに注意
訴訟行為 (④)	民事訴訟の原告となって訴訟を進行する一切の行為	応訴、上訴、刑事の告訴等は単独で可
贈与、和解、仲裁合意 (⑤)	和解については695参照。仲裁合意については仲裁法参照	贈与を受けることは含まれない
相続の承認・放棄、遺産分割 (⑥)	放棄・単純承認 (915 I)、法定単純承認 (921)、限定承認 (922)	

<図表> 保佐人の同意を要する行為のまとめ前頁の続き

13条1項記載事項	具体例	補注
贈与・遺贈の拒絶、負担付きの贈与・遺贈の受諾 (⑦)		負担付きでない単なる贈与・遺贈を受けることは含まない
新築・改築・増築、大修繕 (⑧)	左記行為について注文主となり請負契約等を締結することを意味する	
602条の短期貸借を超える貸借 (⑨)	山林10年・土地5年・建物3年・動産6カ月の期間を超える貸借、貸借双方を含む	貸借は常に元本の利用となるから、その点で本号は1号の例外となる
上記(①)から(⑨)の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること (⑩)	被保佐人が制限行為能力者の法定代理人として貸金の元本を領収	
13条2項	前項掲記事項以外でも家庭裁判所が同意を要する旨を指定した行為	

3 被補助人

(1) 被補助人の意義・審判の要件

被補助人とは、**精神上的の障害により事理弁識能力が不十分であつて、家庭裁判所の補助開始の審判を受けた者**をいいます (15条)。

(a) 審判の実質的要件

- イ 精神上的の障害により事理弁識能力が不十分であること (15条1項本文)。
- ロ 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者でないこと (15条1項但書)。

(b) 審判の形式的要件

- ① 一定の請求権者 (15条1項) からの請求があること。
- ② 本人以外の者の請求によるときは、本人の同意を得ること (15

条2項)

(2) 補助開始の審判の効果

補助開始の審判

+

態 様	補助人の権能	
①同意権付与の審判 (17 1)	同意権 取消権 追認権	・ 補助人の同意なくして被補助人が行なった行為は取消可
②代理権付与の審判 (876の9 1)	代理権	・ 被補助人は単独で完全に有効な法律行為をすることができる(取消すべき行為ではない) ・ 代理人に代わってやってもらってもよい
③同意権+代理権 付与の審判(17 1・876の9 1)	同意権 代理権 取消権 追認権	・ ①に同じ ・ 代理人に代わってやってもらってもよい

(a) 補助開始

被補助人には必ず**補助人**が付されます(16条)。そして、家庭裁判所は、補助開始の審判とともに、**補助人に同意権又は代理権の一方又は双方を付与する**旨の審判をしなければなりません(15条3項・17条1項・876条の9第1項)。

イ 家庭裁判所は、一定の者の請求により、13条1項に定められている行為の特定の一部について、補助人に同意権を付与する旨の審判をすることができます(17条1項)。本人以外の者の請求によってこの審判をするには、本人の同意を得ることを要します(17条2項)。なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為が同意権の対象から除かれる点は、成年被後見人及び被保佐人の場合と同様です。

- ロ 補助人が同意権を有するときは、その同意なくしてなされた特定の法律行為について、補助人に取消権が認められます（120条1項）。
- ハ 家庭裁判所は、一定の者の請求により、特定の法律行為について、補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができます（876条の9第1項）。**本人以外の者の請求によってこの審判をするには、本人の同意を得ることを要します**（876条の9第2項・876条の4第2項）。

代理権の対象となる特定の法律行為は、13条1項所定のものに限定されません。なお、被補助人の居住用不動産の処分に関する家庭裁判所の許可の制度があります（876条の10第1項・859条の3）。

(b) 被補助人の行為能力

補助人が同意権を有する行為を除いて、被補助人は単独で行うことができます。なお、補助人の同意を要する行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助人の同意に代わる許可を与えることができます（17条3項）。

<図表> 民法上の制限行為能力者制度まとめ

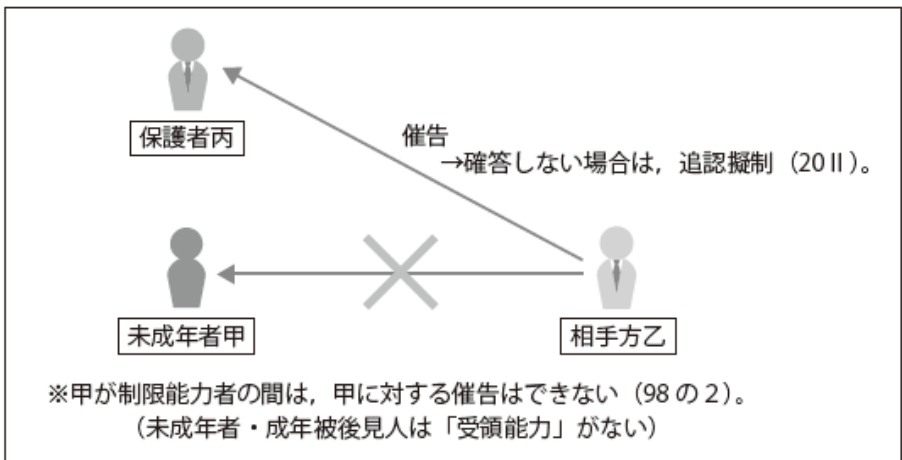
		未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
意義		18歳未満の者 (4)	精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあって、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者 (7)	精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分であって、家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者 (11)	精神上の障害により事理弁識能力が不十分であって、家庭裁判所の補助開始の審判を受けた者 (15 I)
能力	原則	法律行為をするには法定代理人の同意が必要 (5 I 本文)	自ら法律行為をすることはできない (9 本文)	自ら法律行為をすることができる	自ら法律行為をすることができる
	例外	<ul style="list-style-type: none"> 単に権利を得、又は義務を免れる行為 (5 I 但書) 許可された財産の処分 (5 III) 許可された営業に関する行為 	日用品の購入その他日常生活に関する行為は単独ですることができる (9 但書)	13条1項列举の行為及び13条2項の行為については保佐人の同意を要するただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為は単独ですることができる (13 I 但書・II 但書)	13条1項列举の行為の中から家庭裁判所が定めた特定の一部の行為については補助人の同意を要する (17 I) ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為は単独ですることができる (13 I 但書)
保護者の権能	保護者	法定代理人 原則：親権者 例外：未成年後見人	成年後見人 (8)	保佐人 (12)	補助人 (16)
	代理権	○ (824・859)	○ (859)	付与の審判があれば ○ (876の4 I)	付与の審判があれば ○ (876の9 I)
	同意権	○ (5 I 本文)	×	○ (13 I)	同意権付与の審判があれば ○ (17 I)
	追認権	○ (122)	○ (122)	○ (122)	同意権付与の審判があれば ○ (17 I・122)
	取消権	○ (120 I)	○ (120 I)	○ (120 I)	同意権付与の審判があれば ○ (17 I・120 I)

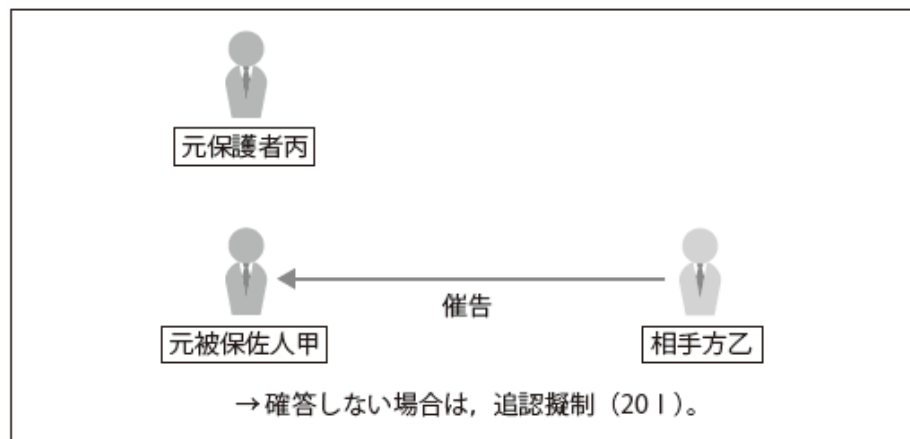
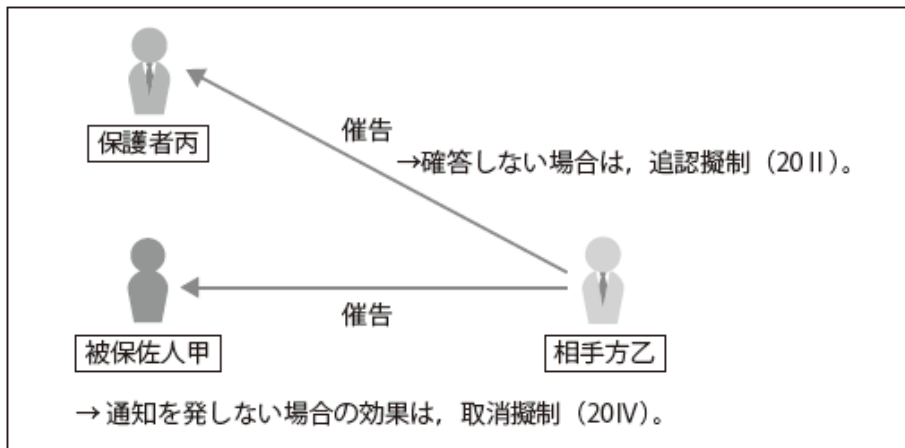
4 制限行為能力者と取引する相手方保護の制度

(1) 相手方の催告権 (20条)

(a) 制度趣旨

制限行為能力者と取引をした相手方は、いつ当該取引が取り消されるか分からない不安定な状況に置かれることになります。そこで、相手方に催告権を与えて、法律関係をすみやかに確定することを可能にしました。





(b) 催告の手続・内容

制限行為能力者の相手方は、取り消しうる行為について、催告を受領する能力があり (98 条の 2 参照)、かつ、取消し又は追認をなしうる者 (120 条・122 条) に対して、1 か月以上の期間を定め、その期間内に制限行為能力者のした当該法律行為を追認するか否かの確答を促すことができます。

催告期間が 1 か月未満の場合、期間を定めなくて催告した場合は

いずれも当該催告は無効と解されます。仮に、1 か月を経過しても催告は有効となりません。

(c) 催告に対する確答のない場合の効果

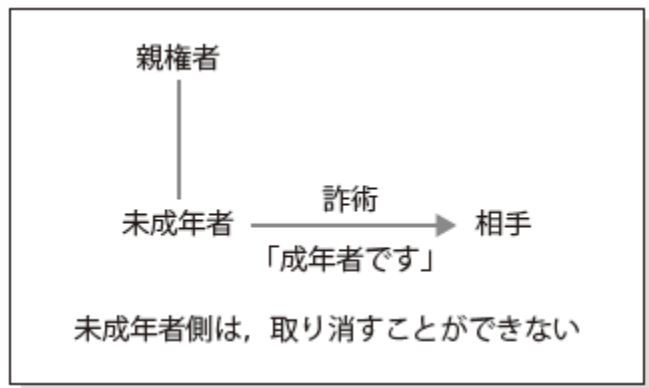
もし、制限行為能力者側が確答を発しなかったときは、＜図表＞**確答を発しない場合の効果のまとめ**に示すように、催告を受けた者が単独で追認しうる場合なら追認したものとみなされ、そうでない場合なら取り消したものとみなされます（追認又は取消しが擬制され、反対の証拠を挙げても覆すことができなくなります。）

＜図表＞確答を発しない場合の効果のまとめ

制限行為能力者	催告の時期	催告の相手方	確答不発信の効果
未成年者	制限行為能力者である間	親権者 又は 未成年後見人	原則：追認擬制（20 II） 例外：特別の方式（Ex. 後見監督人の同意）を要する場合は取消擬制（20 III）
	行為能力者となった後	本人	追認擬制（20 I）
成年被後見人	制限行為能力者である間	成年後見人	原則：追認擬制（20 II） 例外：特別の方式（Ex. 後見監督人の同意）を要する場合は取消擬制（20 III）
	行為能力者となった後	本人	追認擬制（20 I）
被保佐人	制限行為能力者である間	本人	取消擬制（20 IV）
		保佐人	追認擬制（20 II）
	行為能力者となった後	本人	追認擬制（20 I）
被補助人 (注)	制限行為能力者である間	本人	取消擬制（20 IV）
		補助人	追認擬制（20 II）
	行為能力者となった後	本人	追認擬制（20 I）

(注) 補助人について同意権付与の審判がされ、かつ、補助人が同意権を有する法律行為を被補助人が単独で行った場合であることを前提とする。

(2) 制限行為能力者側が詐術を用いた場合の取消権の排除(21条)



人を騙す者には、制裁だ！
もう取消しをさせないぞ。

(a) 制度趣旨

民法が、いかに個人の意思を強調し、取引の安全よりも制限行為能力者保護を図ろうとしたとしても、制限行為能力者が詐術（行為能力者であると偽ること）によって相手方に行為能力者と誤信させたような場合には、当該制限行為能力者を保護する必要がありません。そのような者を保護することはかえって信義則に反するとして制裁を加えた規定です。

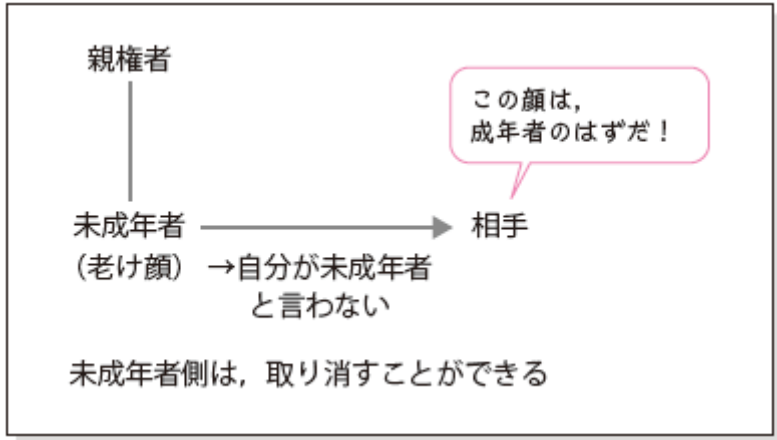
(b) 要件

イ 「行為能力者であることを信じさせるため」詐術を用いたこと

行為能力者であると誤信させた場合だけでなく、同意権者

(親権者・未成年後見人・保佐人・同意権付与の審判を受けた補助人)の同意があったと誤信させた場合も含まれます。

ロ 「詐術」を用いたこと



詐術を用いたといえるためには、原則として、行為能力者であると誤信させるような陳述をしたことが必要です。したがって、単なる黙秘では「詐術」に当たりません（被保佐人に関して最判昭 44. 2. 13）。制限行為能力者保護と取引安全の調和を図ったものといえます。ただし、制限行為能力者であることを黙秘している場合であっても、それが制限行為能力者の他の言動などとあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたと認められるときは、「詐術」に当たるとされています（最判昭 44. 2. 13）。


ハ 相手方が、行為能力者と信じ、又は同意権者の同意を得たと信じたこと

ニ 詐術と相手方の誤信との間に因果関係があること

ホ 制限行為能力者に相手方を誤信させる意図（故意）があること

(c) 効果

制限行為能力者（法定代理人も含む）は、その行為を取り消すことができません（21条）。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド
©2026 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan
無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。



0 001921 270701

SU27070